

日本の MICE 市場へのゲートウェイ

Japan MICE EXPO 2024

2024 10.17 (Thu.) > 18 (Fri.) インテックス大阪



MICE とは？

企業等の会議、企業等の行う報奨・研修旅行、国際機関・団体、学会等が行う国際会議、展示会・見本市、イベントの頭文字を使った造語で、これらのビジネスイベントの総称です。

M
Meeting
企業等の会議

I
Incentive travel
企業等が行う報奨・研修旅行

C
Convention Conference
国際機関・団体、学会等が行う国際会議

E
Exhibition Event
展示会・見本市、イベント

出展のご案内



開催にあたって

国際的なビジネス交流を通じて、新たなビジネス機会・イノベーションを創出し、国や都市・地域のブランド・競争力を向上させ、大きな経済波及効果を生み出す MICE の重要性についての認識は、コロナ禍を経た今、世界各国・都市でより一層の高まりを見せてています。

大阪では世界中からたくさんの「人」「モノ」「情報」が集まる大阪・関西万博が2025年4月より開催され、万博を契機としたMICEの誘致が本格化しております。また、その先の2030年には世界最高水準の大坂IRの開業も控えており、このような世界より関心が集まる大阪でMICE産業に関わる製品やサービス、情報を一堂に集めた「Japan MICE EXPO 2024」を開催し、日本のMICEブランドを国内外に発信するとともに、企画する商談やセミナー、ピッチイベント等を通して、MICE業界全体のネットワーキング強化も推進してまいります。MICE産業に関わる皆さまのご出展をお待ちしております。

開催概要

会期 2024年10月17日(木)～18日(金)

会場 インテックス大阪 6号館A

主催 Japan MICE EXPO 2024 実行委員会（公益財団法人大阪観光局、株式会社大阪国際会議場、一般財団法人大阪国際経済振興センター）

後援（予定） 経済産業省、大阪府、大阪市、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）大阪本部、公益社団法人関西経済連合会、一般社団法人関西経済同友会、大阪工商会議所、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会、公益財団法人大阪産業局、公益社団法人日本観光振興協会、一般社団法人日本旅行業協会（JATA）、一般社団法人コンサートプロモーターズ協会（ACPC）関西支部会、一般社団法人日本イベント協会、一般社団法人日本ホテル協会、公益社団法人日本工学会、全国展示場連絡協議会 ※順不同

特別協力（予定） 一般社団法人日本展示会協会、一般社団法人日本ディスプレイ業団体連合会、一般社団法人日本コンベンション・ビューロー（JCCB）、一般社団法人日本コンベンション協会（JCMA）、Team OSAKA MICE、MPI Japan Chapter、Singapore Association of Convention & Exhibition Organizers & Suppliers (SACEOS)、Taiwan External Trade Development Council (TAITRA) ※順不同

来場者数 4,000人 ※予定

出展者数 120社・団体 175小間 ※予定

入場 無料・事前登録制

ビジネス機会の創出

プロモーション・商談機会の創出

コロナ禍を経て生まれたMICE産業に関連する新たな商材やサービスのプロモーション機会をはじめ、地域経済活性化のため、国内外MICE誘致に積極的に取り組んでいる都市（自治体・コンベンションビューロー）の魅力を発信ならびに商談機会の創出



大阪・日本のMICEブランドを海外に向けて発信する機会の創出ならびに「大阪・関西万博」を契機としたMICE誘致機会の創出

日本全体におけるMICE誘致促進のため、MICE業界の振興ならびに関連事業者間ネットワークの構築・強化の場を創出。

海外から 有望バイヤーを招聘



海外のコーポレートプランナー、有力エージェント、コア PCO、グローバル展開を図る展示会主催者等を木ステッドバイヤーとして招聘し、個別商談を実施



ピッチイベントの開催

国際業界団体より派遣されたバイヤーに向けてのショートプレゼンテーションの機会を提供

来場者に向けたショートプレゼンテーションの機会を提供

セミナーや シンポジウムの開催

SITE、PCMA、AFECA との共催セッションによる、MICE 主催における最新トピックスに焦点を当てたセミナーを開催

半年後に開催を控えた「大阪・関西万博」の最新情報や、「大阪 IR」をテーマとしたセミナー / シンポジウムを開催予定

ネットワークリベントの開催

国内外バイヤーやセミナー講師と出展者が交流できるネットワーキングイベントを会期中に開催

FAM トリップツアーの開催

会期前後に希望する出展自治体 / コンベンションビューローへの海外バイヤーによる FAM トリップツアーを実施

Japan MICE EXPO 2024 構成展

本展は、2つの展示会で構成されています

▶ Japan MICE デスティネーション EXPO

出展対象

地方自治体、コンベンション&ビズターズ・ビューロー (CVB)、MICE 施設、PCO、DMO/DMC、ホテル、旅行会社、飲食施設、観光施設、その他 MICE 関連サプライヤー

▶ MICE 開催支援 EXPO

出展対象

展示会場・イベント会場運営事業者、イベント企画・運営会社、施工・ディスプレイ会社、音響・映像・照明会社、レンタル・リース会社、DX・ICT 推進、安全対策（安全保護具、労働環境改善等）、イベント運営サポート（清掃、警備、人材派遣等）、ノベルティ・販促ツール、キッチンカー・ケータリング、ライブ・エンターテインメント制作・運営会社、e スポーツ制作・運営会社、その他関連サプライヤー

来場対象

国際・国内会議主催者、PCO、学協会・団体、旅行会社、ミーティング / インナーアイベントプランナー、世界各地をローテーションして開催する企業インセンティブ・国際会議主催者など

来場対象

展示会主催者、イベント主催者、セールスプロモーション / インナーアイベント（周年事業等）開催企業、商業施設、企画・運営会社、広告代理店、メディアなど

小間タイプ・出展料金

※表示価格はすべて税込です。

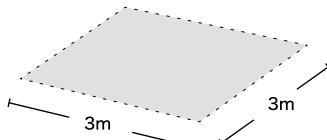
▶ スペース

通常申込 275,000円

早期申込 253,000円

※ 出展基本料金には基礎パネルは含まれません。

※ 展示小間内の装飾（壁面パネル、展示台、カーペット、社名看板、電気工事等）は、出展者にてご準備いただくか、「レンタル装飾」をご利用ください。



▶ パッケージ

通常申込 385,000円

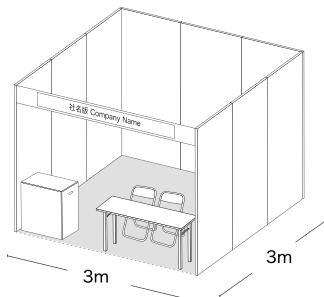
早期申込 352,000円

基本パッケージ設備

・社名版（日英併記）	1枚	・受付台	1台
・バラベット	1式	・机	1台
・コンセント	2口×1	・椅子	2脚
・蛍光灯型 LED	1灯	・電気幹線工事費	1kw
・カーペット	1式		※1kwを超える場合は別途電気工事が必要です。

※ 角小間の場合は通路面にバラベットを設置しません。

※ パッケージは角小間でも社名版は1枚です。



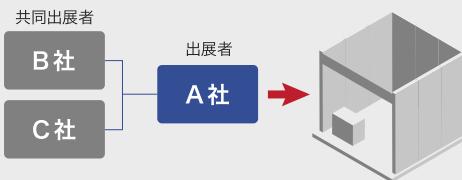
申込要項

- ▶ **申込方法** 公式ウェブサイト内の出展申込みフォームからお申込みください。 mice-expo.jp/exhibitor/
- ▶ **申込締切** **通常申込 2024年6月14日(金)** **早期申込 2024年2月29日(木)**

共同出展者の登録について

1 小間に2社まで、共同出展者をご登録いただけます。（無料）
共同出展者は出展者一覧、会場マップ等の広報物に掲載されます。

申請方法 お申込時に「共同出展者あり」にチェックを入れてください。
別途、共同出展者情報入力フォームをお送りします。



2025年以降に向けたビジョン

日本のMICE市場の価値を高め、新たなテーマを加えながら、年々規模を拡大して開催予定！



来場プロモーション (予定)



▶ マス広告

鉄道の車内広告等を実施し、幅広く来場者へ発信します。



▶ 新聞／専門誌

各種専門誌で本展を告知し、来場動員を図ります。



▶ 案内状

本展の案内状を配布し、来場誘致を行います。

▶ ウェブ広告

リスティング広告、ディスプレイ広告で本展の周知・来場動員を行います。

▶ DM・Eメール

本展で所有するデータベースに加え、後援団体からもDMを配信します。

▶ ニュースリリース

本展に関するニュースリリースを約300社の報道機関に発信します。

▶ 海外プロモーション

海外関連団体の協力により、各国で本展の周知・来場動員を行います。

前回出展者

(MICE EXPO in Kansai 2022 出展者)

西尾レントオール(株)

飯田電機工業(株)

(株)ムラック

(株)トーガシ

(株)日邦

(株)マイナビ

(株)ムラヤマ

(株)シーマ

キッセイコムテック(株)

(株)乃村工藝社

中西電気(株)

DOSL(株)

(株)サムライズ

レプラスデザイン(株)

サクラインターナショナル(株)

(株)映像センター

iPresence(同)

SBクリエイティブ(株)

(株)ジールアソシエイツ

東海旅客鉄道(株)(JR東海)

(株)ロゼッタ

Japan Culture and Technology(株)

(公社)2025年日本国際博覧会協会

PaylessGate(株)

(株)KYT

(株)ブイキューブ

関西ビジネスインフォメーション(株)(展サポ)

G Tキャピタルファンド(株)

(一社)日本ディスプレイ業団体連合会

(株)幕張メッセ

(公財)ちば国際コンベンションビューロー

長崎スタジアムシティプロジェクト

(株)コプロシステム

(株)イザン

(株)ピーオーピー

(一社)日本コンベンション協会

パシフィコ横浜

泉佐野コンベンションビューロー

(公社)姫路観光コンベンションビューロー

(一社)福島市観光コンベンション協会

(株)MICEジャパン

(公財)福岡観光コンベンションビューロー

(一財)福岡コンベンションセンター

(公財)北九州観光コンベンション協会

北九州グローバルMICE推進協議会

淡路夢舞台国際会議場

仙台国際センター

仙台市

(公財)仙台観光国際協会

(公社)和歌山県観光連盟

(公財)大阪観光局

DMO 東京 台場・青海・有明

(一財)徳島県観光協会

(一財)山口観光コンベンション協会

(一社)下関観光コンベンション協会

海峡メッセ下関

京阪建物(株)

ポートメッセなごや

けいはんなコンベンション誘致推進協議会

しづおかコンベンションビューロー

(公財)浜松・浜名湖ツーリズムビューロー

(公財)岐阜観光コンベンション協会

(一社)飛騨・高山観光コンベンション協会

(公財)鹿児島観光コンベンション協会

(一社)大分市観光協会

大分市商工労働観光部 おおいた魅力発信局

沖縄県・OCVB

SAGAアリーナ(佐賀県庁)

(株)コングレ

茨城県MICE誘致推進協議会

(一社)つくば観光コンベンション協会

つくば国際会議場

群馬県コンベンションビューロー

(公社)伊勢志摩觀光コンベンション機構

(公財)金沢コンベンションビューロー

(公社)福井県觀光連盟

(公社)おかやま觀光コンベンション協会

(公財)名古屋産業振興公社

愛知国際会議展示場(株)

北海道MICE誘致推進協議会(北海道)

札幌コンベンションビューロー

函館市

帯広觀光コンベンション協会

苦小牧市

(株)プリプレス・センター

コアグローバルマネジメント(株)

(クインテッサホテル大阪ベイ)

ハイアットリージェンシー大阪

(公財)大阪産業局(マイドームおおさか)

(株)大阪国際会議場

(株)MICE研究所

大阪市経済戦略局

大阪ラヴィッツ

(有)プロジェクト101

大阪バス(株)((株)なにわ会)

ホテルフクラシア大阪ベイ

アジア太平洋トレードセンター(株)

(一財)大阪国際経済振興センター

(インテックス大阪)

(株)イグアス

(株)バシフィック

国連UNHCR協会

(株)阪急阪神ホテルズ

センタラグランドホテル大阪

肉焼総本家三輪

伊たこ焼き

黒潮市場

リュミエール

「Japan MICE EXPO 2024」出展規約

本出展規約は、一般財団法人大阪国際経済振興センター（以下、「甲」という）と、会期を2024年10月17日、18日としてインテックス大阪6号館Aゾーンにおいて開催される「Japan MICE EXPO 2024」（以下、「本見本市」という）に出展を希望する者（以下、「乙」という）との間に締結される出展に係る契約に適用される。

■ 出展申込および契約の成立

- 第1条 出展申込は、本見本市の目的を理解し本出展規約、その他甲の指示を誠実に遵守する者に限る。
2. 乙は、本出展規約の内容を承諾した上で所定の出展申込書に所要事項を記入し甲に提出する。なお、出展内容が本見本市の趣旨にそぐわない場合、または虚偽が認められる場合は、受け付けを拒否することができる。
3. 甲が乙の出展を受け付ける場合は、甲の発行する「Japan MICE EXPO 2024」出展申込承諾書兼出展料金請求書」の乙への交付をもって正式に出展契約の成立とする。
4. 【申込締切】
早期申込締切：2024年2月29日（木）
通常申込締切：2024年6月14日（金）
※予定小間数に達した場合は申込を締切る。また、2024年6月14日（金）以降も小間に空きがある場合は、出展申込を受付けることがある。

■ 共同出展

- 第2条 乙が他者と共同出展をおこなう場合は、出展申込後に甲の指定する申請方法で乙が代表者として全ての共同出展者に関する必要事項を記入し共同出展申請をおこない、甲がこれを承諾した場合に共同出展を認める。
2. 共同出展者は乙を除き、1小間あたり最大2者までとする。
3. 甲からの連絡や送付などは代表者である乙のみにおこなえば足りるものとする。
4. 甲は共同出展者の行為を乙の行為とみなすことができ、乙は共同出展者の行為について一切の責任を負うものとする。（以下、乙には共同出展者を含む）

■ 出展料金支払

- 第3条 乙は第1条3項の甲の出展料金請求書に基づき、期日までに乙が出展料金を一括で支払うものとする。
2. 甲は出展料金請求書の期日までに振込が確認できない場合は、出展契約が解約されたものとみなすことができ甲は乙に対し、第4条に従いキャンセル料を請求することができる。
3. 出展料金には消費税相当額が含まれる。（以下も同様とする）
4. 支払いは全て日本円とする。

■ 出展申込後の変更またはキャンセル

- 第4条 乙は出展申込後の変更およびキャンセルは出来ないものとする。ただし甲に書面にてその旨を通知し、その書面による承諾を得た場合を除く。
2. 変更およびキャンセルには以下のキャンセル料が発生し直ちに甲に支払うものとする。
・2024年8月31日（土）まで 出展料金の50%
・2024年9月1日（日）以降 出展料金の100%
3. 既納の出展料金をキャンセル料に充当することができる。
4. 乙は甲に対して変更またはキャンセルまでに出展料金以外に発生した費用を支払うものとする。
5. 出展料金および費用の既納分は返還しない。

■ 出展契約の解除

- 第5条 甲は、乙が次のいずれかの号に該当する場合、何等の催告なく出展契約を解除することができる。
- (1) 本見本市の開催趣旨に反する恐れがあると認められる場合
(2) 公の秩序または善良な風俗を乱す恐れがあると認められる場合
(3) 他の出展者や来場者に不都合が生じる恐れがあると認められる場合
(4) 会場となる建物またはその設備に損害を与える恐れがあると認められる場合
(5) 出展申込に虚偽の記載をしていた場合
(6) 出展申込の記載事項に変更が発生し、甲の承諾を得られない場合
(7) 本出展規約条項、および甲が別途定める「出展者マニュアル」その他の規程に反した場合、または甲の指示に従わない場合
(8) その他、本見本市の管理、運営上支障があるものと認められる場合
(9) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜団体（総称して「反社会的勢力」という）と判断した場合
2. 会期中に出展契約を解除された場合、乙は一切の出展行為を即時中止し、甲の指示に従い直ちに第12条に定める原状回復をしなければならない。
3. 甲は、乙に既納の出展料金および費用を返還することを要せず、また、出展契約の解除により乙に生じる損害等について甲は責任を一切負わない。
4. 出展契約の解除によって甲に損害が生じた場合、甲は乙に対してその賠償を請求することができる。

■ 出展規模および出展場所

- 第6条 出展規模は、乙が出展申込に記載した希望小間数に基づいて甲が調整し、「Japan MICE EXPO 2024」出展申込承諾書兼出展料金請求書をもって通知する規模とする。また、出展場所については甲がおこなう小間割によって決定する。小間割当決定後、甲は乙に対して出展場所を通知する。この出展規模および出展場所について、乙は甲に対して異議・変更の申し出をおこなうことは出来ない。（以下、この出展規模と出展場所を「出展スペース」という）

■ 出展スペースの譲渡等の禁止

- 第7条 乙は本契約に基づき出展スペースを使用する権利の全部または一部を、有償・無償を問わず第三者に対して譲貸し、譲渡し、貸与し、もしくは使用させることができない。また、出展者相互間で交換することはできない。2. 乙および共同出展者は必ず出展スペースを使用しなければならない。

■ 乙の管理責任

- 第8条 搬出入期間および会期中、乙は自らの責任と費用で出展物・装飾物等を管理し、搬入出・展示および実演等に際し、本出展規約条項および甲が別途定める「出展者マニュアル」その他の規程に基づき、出展スペースの円滑な運営に努めなければならない。
2. 乙の不注意、故意、過失等によって甲または第三者に生じる損害等について、乙は一切の責任を負わなければならない。

■ 出展

- 第9条 乙は、本見本市の開催趣旨、目的に添う展示に限りおこなうことができる。
2. 甲が、乙の展示物が本見本市の開催趣旨、目的にそぐわないと判断した場合、甲は乙に対し即時撤去を求めることができる。この場合、乙は展示物を即時撤去しなければならない。

3. 乙が前項の即時撤去をおこなわない場合、甲は自らの判断により当該出展物の撤去の他しかるべき措置を取ることができる。また、これに要する費用を乙に請求することができる。乙は甲に対してこれについて一切の請求・異議の申し立て等はできない。また、甲はこれにより乙に生じる損害等についての責任を一切負わない。

■ 装飾施工

- 第10条 出展スペースの装飾施工は、乙が自らの責任と費用において出展スペース内でおこなわなければならない。
2. 乙は、装飾施工については甲が別途定める「出展者マニュアル」に記載する事項を遵守しなければならない。
3. 乙が前各項に違反する装飾施工をした場合、甲は即時改修を求めることができる。この場合、乙は当該装飾物を即時改修しなければならない。
4. 乙が、前項の即時改修をおこなわない場合、甲は自らの判断により当該装飾物の改修の他しかるべき措置を取ることができる。また、これに要する費用を乙に請求することができる。甲はこれにより乙に生じる損害等についての責任を一切負わない。

■ 立ち入り点検

- 第11条 甲または甲の代理人は会場における保全・防火・防犯その他管理運営上必要がある場合、あらかじめ乙に通知したうえで出展スペース内に立ち入り、これを点検し適宜の措置を取ることができる。ただし、緊急等により甲があらかじめ乙に通知することができない場合、事後の報告をもって足りることとする。
2. 前項の場合、乙は甲の措置に協力しなければならない。

■ 原状回復

- 第12条 出展スペースの使用期間が満了するまでに、乙は自らの費用で出展スペース内の出展物・装飾物その他一切の物件を撤去のうえ、出展スペースを原状に回復して甲に返還（以下、これらを「原状回復」という）しなければならない。使用期間中に第5条または第17条により出展契約が解除された場合も同様とする。
2. 乙が前項の原状回復をしなかった場合、甲は出展スペース内の出展物・装飾物その他一切の物件の所有権を乙が放棄したものとみなして、これを任意に処分することができる。また、これに要する費用を乙に請求することができる。乙は甲に対してこれについての一切の請求・異議の申し立て等はできない。

■ 規程の遵守

- 第13条 乙は、本出展規約、および甲が別途定める「出展者マニュアル」その他の規程等を遵守しなければならない。また、甲はやむを得ない事情により諸規程を変更することができる。乙はあらかじめこれに同意し、変更後の新規程等を遵守しなければならない。

■ 甲の管理と免責

- 第14条 甲は、搬出入期間および会期中、出展物をはじめとする会場全般の管理および保全について最善の注意を払い、本見本市の円滑な運営に努める。
2. この実施に当たり、甲は乙に対し搬出入・展示および実演等の中止・制限その他必要な措置を求めることができる。この場合、乙は必要な措置を即時取らなければならない。
3. 乙が前項の措置を即時取らない場合、甲は自らの判断により必要な措置をとることができます。また、これに要する費用を乙に請求することができる。なお、甲はこれにより乙に生じる損害等についての責任を一切負わない。
4. 甲は、天災その他不可抗力等甲の責めに帰し得ない原因によって乙の出展物・装飾物等に生じる損害または盗難等についての責任を一切負わない。

■ 禁止事項

- 第15条 乙は次の行為をすることはできない。

- (1) 出展物を即売すること。（出展物に関連する書籍類、および甲が事前に承諾したものは除く。）
(2) 会場の建物および敷地内において、出展スペース以外で出展物の展示もしくは装飾施工またはカタログの配布等の宣伝行為をすること。ただし、甲が事前に承諾した場合、この限りではない。
(3) 他の出展者や来場者、第三者、または甲に迷惑となる行為をおこなうこと。
(4) 出展スペースを含む会場の建物・設備もしくは敷地に損害を及ぼす様な行為をおこなうこと。
(5) 本出展規約、および甲が別途定める「出展者マニュアル」その他の規程において禁止された行為をおこなうこと。

■ 補償

- 第16条 乙が他社出展スペース、甲の運営設備、会場設備または人身等に損害を与えた場合は、その補償は乙の責任とし、甲は責任を一切負わない。

■ 本見本市開催の変更および中止

- 第17条 地震、洪水、風害などの悪天候その他の天災、感染症のまん延、暴動、内乱、テロ行為、戦争、火災、爆発その他の事故および事件、ストライキ、ロックアウト、ボイコットその他の労働争議、特殊な経済事象、法令、公的機関からの命令、規制、これらによる人員、輸送・交通手段、必要な物資・機材の不足、その他不可抗力等甲の責めに帰し得ない原因によって、本見本市の開催に支障が生じた場合、甲は会期を変更または開催を中止することがある。
2. 公的機関からの要請があった場合および感染症の拡大またはその罹患の防止に必要であると甲において判断した場合も、甲は会期を変更または開催を中止することができる。
3. 前各項により会期を変更する場合、甲は何らの通知なく出展契約を変更することができます。乙はこの変更を理由として出展契約を解除・変更することはできない。なお、甲はこれにより乙に生じる損害等についての責任を一切負わない。
4. 第1項または第2項により開催を中止する場合、甲は何らの催告なく出展契約を解除することができます。この場合、甲は乙に対し、既納の出展料金のうち70%を返金するものとし、乙が出展料金を未納の場合、乙は甲に対してその30%を支払うものとする。甲はこれにより乙に生じる損害等についての責任を一切負わず、乙は甲に対し、上記の返金の他に何らの請求もおこなうことはできない。

■ 秘密保持

- 第18条 乙は、本契約により知り得た甲の業務上の一切の機密情報をについて、厳重に管理・保管し、本契約期間中はもとより本契約終了後においても、事前に書面による甲の承諾を得ないで、第三者に開示または漏洩しないものとし、本見本市への出展以外の目的で利用しないものとする。
2. 甲は、乙に関する情報を当展示会の開催・運営にあたって必要な範囲で主催団体、協力会社等との間でやり取りできるものとする。また、乙は、甲が展示会企画・運営のために指定する協力会社から各種サービスの案内等を受けることを求め承諾するものとする。

■ 個人情報等の取扱い

- 第19条 乙が展示などを通じて「個人情報」を取得する場合は、個人情報保護法および関連法令を遵守するものとする。
2. 乙が展示などを通じて取得・管理・運営する「個人情報」で本人との間で紛争を生じた場合、両者で協議し当該紛争の解決にあたるものとし、甲は責任を一切負わない。

■ 管轄裁判所

- 第20条 甲および乙は本出展規約から生ずる全ての紛争について、大阪地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

■ その他

- 第21条 出展規約条項は日本語を正文とする。

2. 本出展規約条項の日本語版と翻訳版とに齟齬がある場合、日本語版を正とする。

3. 本出展規約条項に定めのない事項については、甲が別途定める「出展者マニュアル」その他の規程によるものとする。その他の定めのない事項または疑義を生じた事項については、甲の決定するところによるものとし、これを乙に通知する。

4. 本出展規約の準拠法は日本法とする。

お問合せ

Japan MICE EXPO 2024 事務局（インテックス大阪内）

大阪市住之江区南港北1-5-102 TEL.06-6612-8203 Email.info@mice-expo.jp

Japan MICE EXPO



mice-expo.jp